

氏 名	なかしま けんすけ 中 嶋 謙 昌
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 354 号
学位授与の日付	平 成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 文 献 文 化 学 専 攻
学位論文題目	中近世移行期の能

論文調査委員	(主 査) 教 授 大 谷 雅 夫	教 授 木 田 章 義	助教授 大 槻 信
--------	----------------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

第一編 能<正儀世守>の研究

第一章 一門三賢説話と能

室町期成立の二つの能<正儀世守><籠尺八>と、劉向『列女伝』所収説話を原拠とする一門三賢説話は、大変近い筋立てを持っている。この能作品は一門三賢説話に依拠して制作されたと考えられる。

一門三賢説話は、「継子の兄と実子の弟が刑死を争い、母が継子の助命を乞う」という内容の説話である。この説話は、兄弟が犯す殺人の設定によって、母親の敵を兄弟が討つ A 型と、兄嫁の間男を弟が討つ B 型に分類することができる。

能<正儀世守>は父親の敵を兄弟が討つ内容を持っており、親の敵討をする点で A 型説話に近い。中でも、『孝子伝』や『沙石集』所収の A 型第一類説話が直接の典拠であった可能性が高い。能<籠尺八>は、<正儀世守>とは異なり、弟が兄の敵を討つ内容を持っている点などから、B 型説話に拠っていたものと考えられる。

このことから、<籠尺八>諸本論にも再考の余地が生まれる。従来は、田安家旧蔵本の系統が原本系と考えられてきたが、改変本系とされてきた毛利家旧蔵本等の本文に、典拠の内容と近い内容が多く、むしろ毛利家本の系統が古態を残していると思われる。

また、<正儀世守>と<籠尺八>が、似た筋立てを持ちながら、異なる場所設定を持っているのも、それぞれの典拠から影響を受けたためである。<正儀世守>は中国物の能作品と解釈されることが多く、典拠と考えられる A 型説話も中国舞台の説話として捉えられることが多い。<籠尺八>は日本に場所が設定されており、典拠の B 型説話も日本説話化が著しい。

一門三賢説話が能作品に摂取された理由の一つには、説話の内容が能作品として適した題材であったことが考えられる。当時の能作品には、処刑の場から生還する人物が盛んに描かれており、好まれた題材であったようである。その点で、一門三賢説話も、能の題材にふさわしいものと考えられたのではないかと考えられる。

第二章 能<正儀世守>の造型と作者

能<正儀世守>と典拠の一門三賢説話 A 型を比較すると、展開の大筋は似ているものの、細部において差異が見られる。特に、兄弟の母親が登場する場面は、典拠との差異が最も大きい。その理由として、<正儀世守>の作者が、説話を能作品に加工する際に、物狂能の構成法を利用したことが考えられる。

物狂能の多くは、登場人物が愛する者と別れ、物狂となるが、最後には再会を果たす筋立てを持つ。世阿弥は物狂能の構成法を確立し、以後の物狂能に大きな影響を与えている。<正儀世守>からも、母親登場の場面や、母親が刑吏と問答する場面などに、その構成法の影響を見ることができる。

また、<正儀世守>は、物狂能構成のほかにも、能の類型を利用しているようである。同曲が兄弟を幼児に設定したり、母親の敵討から父親の敵討に改変することも、その一つであったと考えられる。

このような手法で説話を改変した意図は、《正儀世守》を恩愛能として形成することにあったと思われる。そのことは、母親が独白を行う〔クドキ〕〔クセ〕周辺に顕著である。その結果、典拠説話では義理堅く描かれていた母親が、子に対し強い愛着を持った人物へと描きかえられることとなった。

その作風から、《正儀世守》の作者は非世阿弥系の人物であろうと考えられる。本曲の作者については、『自家伝抄』に、《摂待》《調伏曾我》の作者とされる「宮増」の名があげられているが、本曲の内容から考えれば、《摂待》や《調伏曾我》の作者と異なる人物である可能性が高い。したがって、本曲の作者は不明とせざるを得ないが、『自家伝抄』の記述を信用する立場をとれば、「宮増グループ」の一人という可能性も残されている。

第三章 江戸初期における一門三賢説話の消長

室町期の能作品《正儀世守》は、大和猿楽などの演目ではなかったらしく、能として盛んに上演された記録は見られないが、謡本を通じて、さまざまな影響を残している。

特に、正保頃の高浄瑠璃『小篠』は、当時としては画期的な身替りを描いた作品として評価されているが、二つある身替りのうち、一つは《正儀世守》の内容を摂取したものである。その摂取方法は、謡本を座右に置いて、謡曲詞章を組み替えたり、切り詰めたりして、編集したものであった。

『小篠』は、能を通じて、一門三賢説話の要素を引き継いでいるが、江戸初期には、それまで流布していた一門三賢説話の勢力が低下する傾向にあった。一方、その原拠である『列女伝』《斉義継母》が、女訓物仮名草子に用いられることで、流布しつつあった。一門三賢説話の後退と《斉義継母》の流布には、関連が認められる。つまり、一門三賢説話は、女訓説話としても用いられており、その説話的機能を肩代わりする形で、《斉義継母》が用いられ始めたようである。

その中で、『小篠』によって《正儀世守》が摂取されることは、説話としては後退しつつある一門三賢説話が、近世芸能に流れ込んでいることになり、大きな意義を認めることができる。

《正儀世守》の影響は浄瑠璃のみにとどまらず、説話世界へも及んでいたようである。平仮名本『三国伝記』は、室町期の説話集『三国伝記』を、室町末期から江戸初期に書き換えたものである。その中に収められた一門三賢説話には、《正儀世守》の影響を見出すことができ、平仮名本の作者が、謡曲詞章を利用して、説話を書き換えたことがうかがえる。また、江戸期に刊行された中将姫伝説の一つである元禄十三年刊『当麻曼荼羅縁起』にも、継子を慈しむ継母の挿話として、《正儀世守》とほぼ一致する説話が利用されている。

このほか、琉球の芸能である組踊『大城崩』にも、《正儀世守》が影響を与えた可能性がある。《正儀世守》は、一門三賢説話が江戸期に展開する上で、大きな役割を果たしていたと言えよう。

第四章 観世流仕舞付と珍鋪能仕舞付

天理図書館蔵『珍鋪能仕舞付』は、能の演出資料の一つであり、能《正儀世守》に関する特色ある演出が見られる。同書は、江戸中期以降に編集されたと考えられているが、江戸中後期において《正儀世守》の上演は稀であり、その演出はそれ以前に遡ることができる。

同書の編集に際しては、一部分に岡家等蔵『観世流仕舞付』が利用されたと考えられる。『観世流仕舞付』の成立時期は、江戸初期と考えられており、《正儀世守》の演出も江戸初期に遡ることができる。『観世流仕舞付』の演出には、室町後期に遡るものがあることは確実であり、《正儀世守》の演出にもその可能性がある。

『珍鋪能仕舞付』の演出には、ほかにも『観世流仕舞付』を利用したものがある。その利用方法は、概ね『観世流仕舞付』を引き写す傾向にあるが、地謡方や囃子方に関わる記述や、注釈的な記事、編者の考察の痕跡などは、削除・改変されている。そのことから、『珍鋪能仕舞付』は、立ち方にとって、より実用的な仕舞付伝書として編纂されていることがわかる。また、『珍鋪能仕舞付』には、若干ながら、演出内容にも変化が加えられていることも確認できる。

第二編 大鼓役者石井滋長の研究

第一章 石井滋長とその周辺

能楽大鼓方石井流の流祖である石井滋長は、十六世紀前後に活躍した素人出身の大鼓役者である。滋長については、『四座役者目録』や『大日本人名辞書』等によって、略歴が知られる程度であったが、京都・新在家や連歌師などに関わりの深い人物であつたらしい。

滋長は自筆資料を二点残しており、実名「滋長」、通称「弥一」「勝左衛門」、法名「良芸(りょううん)」のほか、法華宗の信者であったことなどがわかる。また、滋長の甥や子孫が、土御門内裏に南接する新在家に住んでおり、新在家とゆかりのある人物であった。

織豊期の京都では、連歌師の石井家が活躍しており、滋長と石井家の間には共通点が見出せる。京都大学蔵『石井三家系図』には、菟玖波集作者である石井了派に始まる連歌師石井家の系図が収められており、石井家代々を知ることができる。そこに記された名前には、滋長の名前と共通する文字が用いられており、深い関連を窺わせる。また、『石井三家系図』には、石井家が法華宗信者であったと思われる記述も見られる。さらに、江戸期の人名録『顕伝明名録』は、連歌師石井家の人々が、新在家に居住していたことを記している。

新在家に法華宗信者の石井氏が住んでいたことは、別の資料からも知ることができる。京都十六本山会合用書類「諸寺勧進帳」は、天正四年(一五七六)十月に法華宗諸本山が行った洛中勧進の詳細を記録したものであるが、その中に、新在家中町に住む石井氏が、法華宗本山の本国寺に財物を寄進していることが見える。

文禄二年の銘文を持つ本国寺梵鐘にも、連歌師石井家の人々や新在家衆とともに、「滋長」という名前が刻まれており、滋長が連歌師石井家と同族であった可能性は高い。

当時の連歌作品には、滋長らしき人物「良云」が連歌をした形跡も見られ、連歌を通じて、新在家衆と交流していた可能性もあろう。また、新在家は、能に対する関心も強かった地域であるらしく、素人役者が交流することもあった。

織豊期の京都市中には、質の高い複数の芸能に接触できる文化的素地があり、新在家は特にその水準が高かった地域であったようである。大鼓役者石井滋長が現れた背景には、新在家という地域の存在が大きかったと考えられる。

第二章 石井三家系図に見る石井氏の出自

石井滋長や連歌師石井家・新在家衆石井氏の出自は、連歌師石井家の系図を収めた京都大学蔵『石井三家系図』から知ることができる。

『石井三家系図』の編者は江戸中期の連歌師石井了珍と推測され、その成立時期は草稿本が元文三年以降、浄書本が寛延二年以降であった。『系図』の編纂に際しては、「石井三家」の系図を、「九条殿下之日記」から引用した上で、「月輪禅定兼孝公之御記」などを用いながら序文をつけ、その後に連歌師石井家系図を付載している。その編纂意図は、石井三家が連歌師石井家の祖先であることを主張するものと考えてよい。

石井三家とは、室町期に九条家領山城国東九条荘の下司職を務めていた石井氏であった。石井三家の系図自体も、石井三家側によって作成された可能性が高い。ただし、その記述には、伝説的な人物や内容が含まれており、すべてを信用することはできない。また、実在する人物で構成されている部分においても、東九条荘下司職相承系図と石井三家の血縁を示した系図という、異なる種類の系図が接合されており、注意する必要がある。

それらを考慮した上で、連歌師石井家の祖了派と石井三家については、同族であったということが言えそうである。『石井三家系図』の内容すべてが史実ではないが、了派と石井三家ともに宇治氏と名乗ることがあった。また、公家の被官で、公家領の年貢や公事などに関与していたこと、山城国紀伊郡に地盤を持っていたことなどの共通点もあげられる。連歌師石井家の出自は石井三家であり、『石井三家系図』の主張が根拠のないものではなかったと考えられる。

したがって、連歌師石井家と同族と考えられる石井滋長の出自も、石井三家であったということになる。

論文審査の結果の要旨

能の研究は、従来、能楽の大成者であった観阿弥・世阿弥、あるいはその後継者であった観世元雅・金春禅竹などの作者、作品を中心に行われることが一般であった。能の成立とその本質を問うための、それは正道であり、当然の方法ではあった。しかし、その反面、それ以外の作者や作品、あるいは演者などは、それらの強い光の陰に隠されて、完全に忘れ去られたり、またはそれぞれのもつであろう独自の意味が軽視されがちであった。能という芸術の全体を理解し、歴史的展開をたどるためにも、その裾野を広く見渡すことの大切さは改めて指摘するまでもない。本論文は、そのような観点から、室町時代に成立した作者未詳の「正儀世守」という能を第一編に論じ、安土桃山時代の大鼓役者石井滋長についての伝記考証を第二編とする。能という芸術の裾野を拓く研究を志したものである。

「正義世守」は、父の敵を討った兄弟のうちの一人が処刑されることになり、互いに死を争う兄弟と、兄は継子、弟は実子ゆえに弟を殺せと願う母親とを感動的に描く能である。論者は、それを「一門三賢説話」と名付け、それが中国の『列女伝』を原拠とし、日本の中世説話にも多くの類話が見られることを指摘した上で、それらを大きく二つの類型に整理して、この能を直接には『孝子伝』『沙石集』などを典拠とするものと論じる。博搜と緻密な分析に裏付けられたその考証は、強い説得力を有するものである。しかも、その結論に基づいて、「一門三賢説話」が能に取り入れられた理由として、当時の能の諸作品にシテが処刑の場から生還するという筋立が好まれていたことを指摘したことは重要である。また、典拠の説話において母親は役人に呼び出されて刑場に現れるのに対して、「正義世守」では母親は兄弟を捜して刑場にたどり着くという設定になっていること、母親が役人と問答して役人を言い負かすという典拠にない筋をもつこと、兄弟が幼い子供とされていることなどについて、それらが子供を失って狂乱する母親などを描く物狂能の類型を襲うものであることを論じたのは、能の生成と形式とを考えるに際してさらに重要な指摘であった。能の作者が典拠とする説話をいかに変容したかを知ること、とりまなおさず能の作劇法の特徴を明らかにすることである。この「正義世守」論は、その試みに見事な成功を収めたものと評価されるであろう。そして、第三章は、「正義世守」というこの無名の能が、古浄瑠璃『小篠』を初めとする近世諸文芸にさまざまな影響を及ぼしたことを明らかにして、能の世界の裾野がさらに大きな広がりをもったことを示した。これも能の受容論における有益な研究であった。

第二編の「大鼓役者石井滋長の研究」は、十六世紀前後に活躍した素人出身の大鼓役者が、京都新在家に住む法華信者であり、連歌師の石井家ともゆかりをもつ人であったことなどを詳細に考証するものである。安土桃山時代は、素人役者の活躍した手猿楽が盛んに行われたことが知られているが、その時代の能がどのような人たちによって支えられていたかを明らかにすることは、文化史的研究として大きな意味をもつものである。本論は、やや考証に淫するまでに八方手を尽して詳細であり、この知られざる素人役者の面目を今に髣髴たらしめることに成功している。

このように、本論文は、中世から近世に移行する時代の能の特色を、その作品と演者の双方から明らかにしようとするものであり、その企図は十分に達成されたものと評価できる。しかしながら、ここに示された能の作品と演者とは、それぞれ一作と一人に留まっており、他の作品や演者との関連は必ずしも見出されていない。能という芸術の裾野の広がりを見渡すためには、「正義世守」の論において類想の能「籠尺八」に若干の言及がなされたようなことが、さらに本格的にあるべきであろう。また、「正義世守」については、近年それを元曲「蝴蝶夢」を受容するものという説が唱えられているが、それは本論文の根幹に関わる問題でもあるので、その説の検証、批判が、論者の今後の課題となされることを期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成十八年一月十七日、調査委員三名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。